

川こ保第 号  
令和 2 年 月 日

各民間保育所園長様

川崎市こども未来局  
子育て推進部保育課長

## 令和2年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等における処遇改善等加算Ⅰの認定手続きについて（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。  
さて、子どものための教育・保育給付費等における処遇改善等加算Ⅰについては平成27年3月31日付3府省局長通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」等に基づき、本市における令和2年度の処遇改善等加算Ⅰの認定手続きについて、次のとおり通知いたします。

### 1 処遇改善等加算Ⅰの加算率認定について

処遇改善等加算Ⅰの認定については、例年同様、加算率の認定と賃金改善計画の確認の2段階に分けて行うものとし、加算率の認定は次のとおり行うものとします。

#### (1) 加算率認定に関する変更点について

本市においては、加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認書類について、原則、在職証明の提出を以て算定対象としておりましたが、令和元年度12月23日付閣議決定にて、「職歴証明書によらず、年金加入記録等の個々の職員の職歴が把握・推認される資料による確認が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する」と、方針が示されました。これにより本市の取扱いについても、変更となる可能性があります。詳細につきましては、国から通知が発出され次第別途お知らせいたします。

#### (2) 加算率認定の申請について

加算率認定の申請については、令和2年5月8日（金）を提出期限とします。次の必要書類を御提出ください。

##### ア 処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書

昨年度とほぼ同様の様式です。

##### イ 平均勤続年数計算書

請求ソフトの職員情報に「前施設までの累積勤続年数」を入力し、令和2年4月1日の基準日時点の「勤続年数の計算」を行うことにより、出力可能となる様式です。請求ソフトへの入力方法及び帳票出力方法については、「請求ソフトの各種情報の更新等について」のマニュアルを御参照ください。なお、最新の情報が反映された帳票が出力できるのは3月16日（月）以降になります。

##### ウ 処遇改善等加算率算定職員台帳

「在職期間認定の有無」欄に、前年度までの加算率認定において算定年月に含まれている場合は「有」、含まれていない場合は「無」を選択してください。本台帳を

提出いただく職員は、令和2年4月1日入職の新人職員（ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務の者に限る。以下「職員」について同じ。）のほか、平成31年4月2日以降に当該施設に配属となり、令和2年4月1日現在も当該施設に在籍する新任職員と令和2年4月1日以前から当該施設に在籍しているものの、前年度までの算定年月に変更（新たに証明書がとれ、その勤務歴や施設を追加する場合等）があった現任職員となります。

## エ 在職証明書

昨年度とほぼ同様の様式です。従前の様式や法人の任意様式による場合であっても、要件（対象職員及び算定対象となる施設に在籍していたことが特定され、1日6時間以上かつ月20日以上勤務歴の証明であることが分かること）が充足していれば有効です。

本証明の取得は、ウの台帳を提出する職員について、前歴換算を行う場合に必要となるものであり、写しの提出で構いません。

本市においては、原則、在職証明書の提出によるものとし、当該法人が解散により消滅している等により、在職証明書の発行が不可能な場合に限り、雇用保険の加入履歴や年金定期便の写し、その間算定対象となる施設に勤めていたことがわかる給与明細書等の書類などウの台帳に記載された勤務歴が把握・推認される資料の提出をもって代えることを可とします。

※「1 (1) 加算率認定に関する変更点について」のとおり、国からの通知内容により変更する場合があります。

## オ 資格証

### ① 新規開設園

施設の職員のうち、保育士、看護師、准看護師、栄養士、小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、子育て支援員については、そのことを証する資格証、修了証等の写しを御提出ください。（新卒の保育士の場合は、保育士証の発行に時間を要するため、取り急ぎ保育士登録済通知書の写しを提出いただき、後日保育士証が届き次第送付するようにお願いします）。

### ② 既存園

既存園についても、次に該当する場合は御提出ください。

#### a 新規採用職員

#### b 平成31年4月2日以降に当該施設に配属となった新任職員及び職種変更した職員

### (3) 加算率の認定について

加算率の認定については、6月末を目途に行う予定です。保育所ごとに認定のあった翌月請求から4月に遡及して、正しい加算率により、請求を行ってください。

### (4) 提出先について

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所こども未来局保育事業部保育第1課 宛て

電話 044-200-2662  
044-200-3709

令和2年度処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書（記入例）

川崎市長様

令和2年4月1日

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 施設・事業所類型 | 保育所                             |
| 施設・事業所番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (13桁) |
| 施設・事業所名  | 〇〇〇〇保育園                         |
| 設置者      | 社会福祉法人 〇〇福社会<br>理事長 〇〇 〇〇 印     |

| ①基礎分の値<br>職員1人当りの平均勤続年<br>数から算定される値 | ②賃金改善要件分の値                        |    | ③キャリア<br>パス要件 | 施設・事業所に適用される<br>加算率（①+③） |
|-------------------------------------|-----------------------------------|----|---------------|--------------------------|
|                                     | ③が否の場合は、キャリアパス要件分<br>の値(2%)を減じること |    |               |                          |
| 〇%                                  | 適・否                               | 〇% | 適・否           | 〇〇%                      |

～ 添付書類 ～

- 平均勤続年数計算書
- 処遇改善等加算率算定職員台帳
- 在職証明（願）書
- 資格証等
- 令和2年度賃金改善計画書ほか

令和2年度処遇改善等加算に係る加算率認定申請書（平均勤続年数計算書） **【見本】**

サンプル保育園

|   |                                       |           |             |             |                    |
|---|---------------------------------------|-----------|-------------|-------------|--------------------|
| 定 員   | 60                                    | 地 域 区 分   | 16/100地域    | 開 設 年 月 日   | 2015年4月1日          |
| 氏 名   | 職 種                                   | ア 現施設勤続年数 | イ その他施設勤続年数 | ウ 合計<br>ア+イ | その職種の資格取得<br>年 月 日 |
| 1 園長 サンプル   | 園長                                    | 2年1月      | 10年0月       | 12年1月       |                    |
| 2 保育士 サンプル5   | 保育士                                   | 2年1月      | 7年0月        | 9年1月        | 2010年3月31日         |
| 3 保育士 サンプル1   | 保育士                                   | 2年1月      | 5年0月        | 7年1月        | 2010年3月31日         |
| 4 主任保育士 サンプル  | 主任保育士                                 | 1年1月      | 5年0月        | 6年1月        | 2010年3月31日         |
| 5 市長が認める者 サンプル1   | 市長が認める者                               | 0年10月     | 5年0月        | 5年10月       |                    |
| 6 保育士 サンプル4   | 保育士                                   | 2年1月      | 2年0月        | 4年1月        | 2010年3月31日         |
| 7 保育補助 サンプル1  | 保育士(手続中)                              | 2年1月      | 1年0月        | 3年1月        | 2010年3月31日         |
| 8 看護師 サンプル1   | 看護師                                   | 2年1月      | 0年0月        | 2年1月        | 2010年3月31日         |
| <p><b>【平均勤続年数計算書 記入上の注意】</b></p> <p>◎本計算書には、4月1日時点で1日6時間以上かつ月20日以上、当施設で勤務している全ての職員（常勤職員のほか、非常勤、派遣、委託、産休中（有給・無給を問わず）、育休中職員を含む。ただし、病休無給の者は除く）が出力されます。</p> <p>◎氏名は、合計勤続年数の長い順に出力されます。</p> <p>◎職種には、役職ではなく、保育士、看護師、保育補助、栄養士、調理員、事務員、用務員など職の種別が出力されます。ただし園長は、園長というように出力されます。</p> <p>◎現施設勤続年数は、開設の年は0年0月ですが、2年次目以降は、1年1月、2年1月、3年1月というように積算されます。</p> <p>◎勤続年数は、勤務期間・施設ごとに月単位でカウントし、勤務期間が1月以上の場合の1月未満の端数は1月に切り上げとなります（例：0月10日→0月、1月10日→2月）。</p> <p>◎申請書が複数枚にわたる場合には、最後の用紙に総合計人数（A）、総合計勤続年数（B）、1人当たり平均勤続年数（C）が出力されます。その前の用紙は空欄となっています。</p> <p>◎その他施設勤続年数の算定対象となる施設・事業は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法第7条第4項及び第5項で規定される施設・事業</li> <li>・幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の事業所（なお、これらの施設に移行した施設においては、移行前の認可外保育施設の期間も算定対象に含む）</li> <li>・学校教育法第1条に定める学校及び第124条で定める専修学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校）</li> <li>・社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、生活保護の受給者を対象とした救護・更生施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設、授産施設等）</li> <li>・児童福祉法第12条の4に定める施設（児童相談所内の一時保護施設）</li> <li>・地方公共団体における単独保育施策による認可外保育施設（川崎認定保育園、おなかも保育室、東京都認証保育所、横浜保育室等）</li> <li>・認可外保育施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設（<b>企業主導型保育施設を含む。</b>）</li> <li>・認可外保育施設のうち、幼稚園に併設された施設</li> <li>・《保健師、看護師、准看護師のみ》医療法に定める施設（病院、診療所、介護老人保健施設、助産所）</li> </ul> |                                       |           |             |             |                    |
| 合 計   | A<br>16<br>人                          |           |             | B<br>67年11月 |                    |
| 職員1人<br>当り平均<br>勤続年数  | (算式) $B \div A = C$<br>(6月以上の端数は切り上げ) |           |             | C           | 4<br>年             |

- 注) 1 職員1人当たり平均勤続年数のC欄の算定に当たっては、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、各年度4月1日現在により算定すること。
- 3 1日6時間未満又は月20日未満勤務の職員は含めないものとする。

処遇改善等加算率算定職員台帳

**新規記入例**

|  |                        |                         |            |             |          |          |      |          |
|--|------------------------|-------------------------|------------|-------------|----------|----------|------|----------|
| 提出区分   | 新規                     |                         | 提出年月日      | 令和2年4月1日    |          |          |      |          |
| 氏名   | フリガナ                   | カワサキ ミライ                | 生年月日       | 昭和60年12月13日 |          | 性別       |      |          |
|  |                        | 川崎 未来                   |            |             |          |          | 女    |          |
| 現職種  | 保育士                    | 取得年月                    | 平成20年3月    |             | 登録番号     | 神奈川県     |      |          |
|  |                        | 登録年月日                   | 平成20年3月31日 |             |          | 第123456号 |      |          |
| 他法人での勤務歴   | 在職期間認定の有無              | 勤務期間 (算定対象期間)           |            | 勤務施設        | 施設種別     | 勤務状況     | 算定年月 | 在職証明書の有無 |
|  | 無                      | 平成21年4月1日 ~ 平成26年3月31日  |            | X幼稚園        | 幼稚園      | 常勤       | 5年0月 | 有        |
|  | 無                      | 平成26年4月1日 ~ 平成28年9月14日  |            | Y保育室        | 横浜保育室    | 常勤       | 2年6月 | 有        |
|  | 無                      | 平成28年9月15日 ~ 平成29年3月31日 |            | Y保育室        | 横浜保育室    | 病休(無給)   | —    | —        |
|  | 無                      | 平成29年4月1日 ~ 平成29年5月31日  |            | Y保育室        | 横浜保育室    | 常勤       | 0年2月 | 有        |
| <p>&lt;注記1&gt; 提出区分が【新規】の場合</p> <p>■本台帳は、本年4月1日入職の新任職員(ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務の者に限る。)について提出をお願いします。提出区分は【新規】を選択してください。</p> <p>■提出年月日は年度途中開設の場合を除き当該年度の4月1日としてください。</p> <p>■提出年月日、生年月日、登録年月日、勤務期間の年月日はH30/4/1又は2018/4/1などと入力(取得年月日のみ文字列入力)するようにしてください。書式設定により和暦表示となるようになっています。</p> <p>■現職種には、保育士、看護師、栄養士、調理員、事務員などの他、保育士配置要件の緩和により保育士とみなすことができる幼稚園教諭、子育て支援員などを入力するようにしてください。また、そのことを証する資格証、免許証、免許状、修了証等の写しを併せて御提出ください(新卒の保育士の場合は、保育士証の発行に時間を要するため、取り急ぎ保育士登録済通知書の写しを提出いただき、後日保育士証が届き次第送付してください。)</p> <p>■在職期間認定の有無には、前年度までの加算率認定においてすでに算定を認められている期間であれば【有】を、今回初めて算定年月に含める場合は【無】を選択してください。</p>  |                        |                         |            |             |          |          |      |          |
| 現法人での勤務歴   | 勤務期間 (算定対象期間)          |                         | 勤務施設       | 施設種別        | 勤務状況     | 算定年月     |      |          |
|  | 平成20年4月1日 ~ 平成21年3月31日 |                         | B 保育園      | 保育所         | 常勤       | 1年0月     |      |          |
|  | 平成29年6月1日 ~ 令和2年3月31日  |                         | B 保育園      | 保育所         | 6時間5日未勤務 | —        |      |          |
|  | 令和2年1月1日 ~             |                         | A 保育園      | 保育所         | 常勤       | 0年0月     |      |          |
| <p>&lt;注記2&gt;</p> <p>■施設種別には、平均勤続年数計算書の記入上の注意を参照のうえ、当該施設の法令又は所在地における施設種別を入力してください。施設種別が認可外保育施設の場合で認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明がない場合や届出対象外の院内保育施設等の場合は、算定除外施設となりますので御注意ください。</p> <p>■勤務状況には、当該勤務期間が【常勤(産休(有給)、病休(有給)、産休(無給)、育休を含む)】【病休(無給)】【6時間5日未勤務】のいずれかを選択してください。なお、病休(無給)、1日6時間未満又は週5日未満勤務を表した「6時間5日未勤務」の場合は算定除外となります。</p> <p>■算定年月には、当該勤務期間から算定対象となる年月を計算して入力してください。その際、1月未満の期間は切捨て、1月超からの端数期間は切上げとして計算してください(例:4/1~4/29は0月、4/1~4/30は1月、4/1~5/1は2月)。</p> <p>■他法人での勤務歴(ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務のものに限る。以下「勤務歴」について同じ)は、その内容を証明する当該法人発行の証明書の写しが必要です。証明書がない場合は当該勤務歴は算定除外となります。</p> <p>■現法人での勤務歴については、在職期間の認定の有無に関わらず、全ての履歴を省略せず記載してください。</p> <p>■現法人での勤務歴は、一旦退職による過去分も含め、欄外の証明欄をもって有効とします。すなわち、別途証明書の提出は不要です。</p> <p>■有効な他法人での勤務歴及び現法人での現施設以外の勤務歴が平均勤続年数計算書のその他施設の勤続年数となります。</p> |                        |                         |            |             |          |          |      |          |

区分が【新規】で、過去に産育休を取得している場合は、別出しする必要はなく、【勤務状況:常勤】とし、通算し記載して構いません。

計算例:  
 ①4/1~4/29=0月  
 ②4/1~4/30=1月  
 ③4/1~5/1=2月

例えば、この記入例における勤続年数は、  
 ア.現施設勤続年数:0年0月  
 イ.その他施設勤続年数:7年8月+1年0月=8年8月となります。

上記の内容に相違ないことを証明いたします。

法人名 社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇〇  
 代表者職・氏名 理事長 〇〇 〇〇



処遇改善等加算率算定職員台帳

変更記入例

|   |                         |                        |       |             |      |      |          |
|---|-------------------------|------------------------|-------|-------------|------|------|----------|
| 提出区分  | 変更                      |                        | 提出年月日 | 令和2年4月1日    |      |      |          |
| 氏名  | フリガナ                    | カワサキ ミライ               | 生年月日  | 昭和58年12月13日 |      | 性別   |          |
|   |                         | 川崎 未来                  |       |             |      | 女    |          |
| 現職種   | 保育士                     | 取得年月                   | —     |             | 登録番号 | —    |          |
|   |                         | 登録年月日                  | —     |             |      | 第 号  |          |
| 他法人での勤務歴  | 在職期間認定の有無               | 勤務期間 (算定対象期間)          | 勤務施設  | 施設種別        | 勤務状況 | 算定年月 | 在職証明書の有無 |
|   | 無                       | 平成26年4月1日 ~ 平成27年3月31日 | Y 保育室 | 横浜保育室       | 常勤   | 1年0月 | 有        |
|   | 有                       | 平成27年4月1日 ~ 平成29年3月31日 | —     | —           | 常勤   | 2年0月 | 不要       |
| <p>&lt;注記1&gt;提出区分が【変更】の場合</p> <p>■本台帳は、前年の4月2日以降に当該施設に配属となり、本年の4月1日現在も当該施設に在籍する新任職員と前年の4月1日以前より当該施設に在籍しているものの前年度までの算定年月に変更のあった現任職員(今回新たに証明書がとれ、その勤務歴や施設を追加する場合や、産休(無給)育休期間を含めることにより変更になる場合を含む。))について提出をお願いします。提出区分は【変更】を選択してください。</p> <p>■提出年月日は当該年度の4月1日としてください。</p> <p>■提出年月日、生年月日、登録年月日、勤務期間の年月日はR2/4/1又は2019/4/1などと入力(取得年月日のみ文字列入力)するようにしてください。書式設定により和暦表示となるようになっています。</p> <p>■現職種には、保育士、看護師、栄養士、調理員、事務員などの他、保育士配置要件の緩和により保育士とみなすことができる幼稚園教諭、子育て支援員などを入力するようにしてください。また、そのことを証する資格証、免許証、免許状、修了証等の写しを併せて御提出ください(提出区分が変更の場合で既に写しを提出済の分は不要です。また、新卒の保育士の場合は、保育士証の発行に時間を要するため、取り急ぎ保育士登録済通知書の写しを提出いただき、後日保育士証が届き次第送付するようお願いいたします)。</p> <p>■在職期間認定の有無には、前年度までの加算率認定においてすでに算定を認められている期間であれば【有】を、今回初めて算定年月に含める場合は【無】を選択してください。</p> <p>■在職期間認定の有無が【有】の場合は、「勤務施設」「施設種別」は未記入で構いません。また、「算定年月」については、勤務施設を問わず、他法人においてこれまでに認定されている年月を合算し記入して構いません。</p> <p>■在職認定期間の有無が【無】の場合で、産育休期間を含めることにより算定年月が増加するときは、その期間が分かる在職証明書の提出をお願いします。</p> |                         |                        |       |             |      |      |          |
| 現法人での勤務歴  | 勤務期間 (算定対象期間)           | 勤務施設                   | 施設種別  | 勤務状況        | 算定年月 |      |          |
|   | 平成22年4月1日 ~ 平成22年12月31日 | B 保育園                  | 保育所   | 常勤          | 9月   |      |          |
|   | 平成29年4月1日 ~             | A 保育園                  | 保育所   | 常勤          | 3年7月 |      |          |
| <p>&lt;注記2&gt;</p> <p>■施設種別には、平均勤続年数計算書の記入上の注意を参照のうえ、当該施設の法令又は所在地域における施設種別を入力してください。施設種別が認可外保育施設の場合で認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明がない場合や届出対象外の院内保育施設等の場合は、算定除外施設となりますので御注意ください。</p> <p>■勤務状況には、当該勤務期間が【常勤(産休(有給)、病休(有給)を含む)】【産休(無給)育休】【病休(無給)】【6時間5日未勤務】のいずれかを選択してください。なお、病休(無給)、1日6時間未満又は週5日未満勤務を表した「6時間5日未勤務」の場合は算定除外となります。</p> <p>■算定年月には、当該勤務期間から算定対象となる年月を計算して入力してください。その際、1月未満の期間は切捨て、1月超からの端数期間は切上げとして計算してください(例:4/1~4/29は0月、4/1~4/30は1月、4/1~5/1は2月)。</p> <p>■他法人での勤務歴(ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務のものに限る。以下「勤務歴」について同じ)は、その内容を証明する当該他法人発行の証明書の写しが必要です。証明書がない場合は当該勤務歴は算定除外となります。</p> <p>■現法人での勤務歴については、在職期間の認定の有無に関わらず、全ての履歴を省略せず記載してください。</p> <p>■現法人での勤務歴は、一旦退職による過去分も含め、欄外の証明欄をもって有効とします。すなわち、別途証明書の提出は不要です。</p> <p>■有効な他法人での勤務歴及び現法人での現施設以外の勤務歴が平均勤続年数計算書のその他施設の勤続年数となります。</p>  |                         |                        |       |             |      |      |          |

【変更】の場合省略可

今回新たに証明書がとれ、その勤務歴や施設を追加する場合は、合算せず行を分けて記載してください。【1段目参照】

【注意事項】  
 ①施設での病休(無給)、1日6時間未満又は週5日未満勤務は、除いて記載してください。  
 ②既存に認定済みの施設の勤務履歴がある場合は、別に記載してください。  
 【2段目参照】  
 ※施設が複数の場合は、合算して記載して構いません。

計算例:  
 ①4/1~4/29=0月  
 ②4/1~4/30=1月  
 ③4/1~5/1=2月

平均勤続年数計算書の記入上の注意を参照し、入力してください

上記の内容に相違ないことを証明いたします。

法人名 社会福祉法人〇〇〇〇〇〇  
 代表者職・氏名 理事長 〇〇 〇〇

印

在職証明（願）書【処遇改善等加算 加算率認定用】

|    |          |      |             |    |
|----|----------|------|-------------|----|
| 氏名 | カワサキ ミライ | 生年月日 | 昭和60年12月13日 | 性別 |
|    | 川崎 未来    |      |             |    |

| 勤務期間  | 勤務施設名 | 施設種別 | 算定除外条件   | 職種  |
|---|-------|------|----------|-----|
| 平成18年4月1日 ~ 平成19年3月31日  | B 保育園 | 保育所  |          | 保育士 |
| 平成19年4月1日 ~ 平成19年8月31日  | B 保育園 | 保育所  | 病休（無給）   | 保育士 |
| 平成20年9月1日 ~ 平成21年12月31日   | B 保育園 | 保育所  |          | 保育士 |
| 平成22年1月1日 ~ 平成22年12月31日   | C 保育園 | 保育所  | 6時間5日未勤務 | 事務員 |
| ~   |       |      |          |     |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;注記&gt;</p> <p>■ 処遇改善等加算の加算率の算定対象となる勤務期間は、「1日6時間以上かつ月20日以上」勤務していた期間となりますので、勤務期間内に「病休（無給）」及び「1日6時間未満又は週5日未満勤務」がある場合には、勤務期間を分けて記載し、【算定除外条件】欄にその旨を記載してください。</p> <p>■ 施設種別には、当該施設の法令又は所在地における施設種別を入力してください。（例：幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育、病院等）</p> <p>■ 公立施設に正規職員として在職している期間については、辞令の写しで代えることも可能です。</p> </div> |       |      |          |     |
| ~   |       |      |          |     |
| ~   |       |      |          |     |
| ~   |       |      |          |     |
| ~   |       |      |          |     |

※この証明には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務していた期間のみを記載してください。

ただし、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務期間内で算定除外期間（病休（無給）、1日6時間未満又は週5日未満勤務）がある場合には、勤務期間を分けて記載をお願いします。

上記の内容に相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

法人名  
代表者職・氏名

印

# 処遇改善等加算Ⅰに係る認定の考え方について（令和2年3月13日時点）

## 1 処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定におけるよくある質問について

次のとおりFAQ形式にて対応方法をまとめさせていただきましたので、御参照ください。

| 処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定FAQ一覧 |                                  |  |   |
|-----------------------|----------------------------------|--|---|
| No.                   | 項目                               | 質問内容   | 回答  |
| 1                     | 算定対象施設について                       | 算定対象施設であるかはどうやって調べればいいのか。<br>例えば、学童保育は対象となるのか。 | 算定対象施設であるかを考えるには、まずその施設の法的な位置づけを確認する必要があります。その上で、別添「平均勤続年数計算書」記入例にあります「算定対象となる施設・事業」のいずれに該当するのかを考えることになります。<br>例えば、学童保育の法的な位置づけは、「社会福祉法第2条（第3項）に定める（第2種）社会福祉事業」に規定される放課後児童健全育成事業となります。そのため、勤務していた学童保育が、社会福祉法第2条に定める放課後児童健全育成事業に該当するかを自治体等にて確認して頂き該当していれば、算定対象となります。 |
| 2                     |                                  | 社会福祉法第2条に定める施設には、他にどこがあるのか。                    | 別紙「平均勤続年数計算書」上の記入例を参照<br>（※）同じ事業であっても、社会福祉法と各関連法の事業名が異なる事業もあるので、その場合には社会福祉法上の事業名から個別法の事業名を調べる等対応をお願いします。（例えば、社会福祉法第2条として記載のある特別養護老人ホームは、介護保険法上では、介護老人福祉施設となります）   |
| 3                     |                                  | 有料老人ホームの取り扱いについて                               | 有料老人ホームは、社会福祉法第2条ではなく、老人福祉法第29条第1項で規定される施設となるため対象外となります。  |
| 4                     |                                  | 病院内の保育園の取り扱いについて                               | 地域型保育事業の1つである事業所内保育所として認可を受けている場合には対象となります。また、認可を受けていない場合においても、児童福祉法第59条の2第1項の規定により都道府県知事等への届出が義務付けられた施設であり、認可外指導監督基準を満たした施設は対象となります。   |
| 5                     |                                  | 看護師（保健師）が市役所に勤務していた場合について                      | 市役所勤務という情報だけでは、別添「平均勤続年数計算書」における「算定対象となる施設・事業」のいずれにも該当しないことになります。しかしながら、例えば、市の病院や保育園のように現場勤務の場合には、法的な位置づけとしては、医療法で定める施設、子ども・子育て支援法第7条第4項及び第5項で規定される施設に該当すると考えられ、算定対象となります。<br>栄養士・調理員についても同様で市の学校や保育園の場合には、該当すると考えられます。   |
| 6                     | 在職証明書の考え方について                    | 在職証明書は、市の所定様式である必要はあるのか。                       | 対象職員及び算定対象となる施設に在籍していたことが特定され、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務歴の証明であることが確認できるものであれば、所定の様式でなくても有効です。   |
| 7                     |                                  | 川崎市の公立保育園に勤務していた場合はどこで在職証明を発行してもらえるのか。         | 川崎市総務企画局人事部人事課にて「 <b>発令履歴書（正規職員）</b> 」、「 <b>任用履歴書（非常勤職員）</b> 」の発行が可能です。   |
| 8                     |                                  | 廃園しており在職証明が取れない場合は、どうしたら良いか。                   | 本市においては、原則在職証明書の提出を持って認定を行っているところですが、法人が解散等により当該施設が消滅し、在職証明書の発行が物理的に不可能な場合に限り例外として次のような書類にて、代替するものとします。<br>厚生年金の加入履歴（勤務先の施設名、加入期間がわかるもの）<br>雇用契約書と給与明細書等（勤務先の施設名がわかるもの）<br>雇用保険の加入履歴（勤務先の施設名、加入期間がわかるもの）<br>上記書類の他、対象施設や在職期間が客観的に判断できるものであれば可とします。（複数提出も可）          |
| 9                     |                                  | 派遣職員として、過去に勤務していた施設がある場合には、何を提出したらよいか。         | その場合には、派遣先の派遣証明書等を御準備ください。派遣元からの発行でも問題ありませんが、その場合においても、派遣先施設がわかるものの提出が必要です。   |
| 10                    | 在職証明の雇用形態には「常勤」、「正規職員」どちらでもいいのか。 | どちらでも構いません。常勤および正社員は、一日6時間以上かつ月20日以上の勤務扱いとします。 |   |

## 2 処遇改善等加算Ⅰにおける勤続年数の考え方について

勤続年数は、勤務期間・施設ごとに月単位でカウントし、勤務期間が1月以上の場合の1月未満の端数は1月と考えます。

| パターン     | 算定年月 | 例           |
|----------|------|-------------|
| 1か月未満    | 0年0月 | 例) 4/1～4/25 |
| 1か月      | 0年1月 | 例) 4/1～4/30 |
| 1か月と1日以上 | 0年2月 | 例) 4/1～5/1  |
| 1年       | 1年0月 | 例) 4/1～3/31 |
| 1年と1日以上  | 1年1月 | 例) 4/1～翌4/1 |

※月途中入職や退職の注意点

| 算定年月          | 事例  | 注意点  |
|---------------|---|--|
| 前歴7月          | (前歴A施設) H29. 9/25～H29. 12/31<br>(前歴B施設) H30. 1/1～H30. 4/1 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">             } H29. 9/25<br/>             ~H30. 4/1           </div> | 原則施設単位で積算するが、施設間の勤続年数に切れ目がない時は施設単位ではなく合算して積算 |
| 前歴4月<br>現施設4月 | (別法人における前歴) H29. 9/25～H29. 12/31→4月<br>(現施設) H30. 1/1～H30. 4/1→4月   | 勤続年数に切れ目がない場合でも現施設と他施設の場合は分けて積算              |

## 3 その他留意事項

平均勤続年数の算定にあたり、これまで対象外としていた「産前産後休業（無給）」と「育児休業」を取得している職員について、平成31年度加算率の認定において、過去の在職履歴から遡及して有給・無給を問わず算定対象とする取扱いとしたところです。平成31年度、過去の在職確認等に時間を要し、「産前産後休業（無給）」と「育児休業」を算定対象期間に含めることができなかった職員がいる施設につきましては、令和2年度加算率の認定においても追加申請を可能とさせていただきます。